

有機フッ素化合物（PFAS）対策に関する要望書

2025 年（令和 7 年）2 月

福山市

環境大臣 浅尾 慶一郎 様

日頃から、福山市環境行政に対して御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

福山市では、国立保健医療科学院によって、2022 年（令和 4 年）6 月から 2023 年（令和 5 年）6 月に加茂川や高屋川などにおいて、有機フッ素化合物（PFAS）の調査が実施されました。そして、2025 年（令和 7 年）2 月 10 日に国立保健医療科学院から加茂川上流の深山川（みやまがわ）で、PFAS の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の暫定指針値（1 リットルあたり 50 ナノグラム）を超過する値が確認された旨の報告がありました。

これを受けた福山市では、速やかに事態を公表するとともに、暫定指針値の超過地点に係る河川や飲用井戸及び沢水等の PFOS・PFOA の調査、地元住民説明会による情報提供等を行っています。井戸水や沢水等を飲用されている方で、希望される方には、健康相談を行っており、今後、健康調査（血液検査など）を行うこととしています。

また、国立保健医療科学院の調査では、ペルフルオロブタンスルホン酸（PFBS）についても、世界保健機関（WHO）の暫定ガイドライン値案（1 リットルあたり総 PFAS が 500 ナノグラム）を大きく超過する値が確認された旨の報告がありました。

しかしながら、PFOS 及び PFOA 並びに PFBS については、除去等の対策が確立されていないこと、どの程度の量が身体に入ると影響が出るかについて十分な知見が示されていないこと、農作物等への影響が明らかになっていないこと等の状況もあり、超過地点の周辺住民から多くの不安の声を聞いています。また、現時点ではどの程度まで影響が広がっているのか判明しておらず、自分の住んでいる地域は大丈夫なのかという不安はさらに多くの市民が抱いているところです。

ついては、住民の安心・安全のために、一日も早い原因究明とその対策の実施、健康や生活に対する不安の解消が必要であることから、福山市は、国において、次の措置を講じることを強く要望します。

1 モニタリング方法及び除去等の対策に係る技術的支援について

暫定指針値を超えて PFOS 及び PF0A が検出される場合の発生源の特定調査や、その後のモニタリングの方法等について、地方自治体への技術的支援を行うこと。また、その発生源となる施設や河川等における効果的な除去等の技術を確立すること。

2 調査及び対策等に係る財政的支援について

PFOS 及び PF0A についての継続的な監視や追加調査、除去技術の導入に係る費用や、井戸水等を飲用していた周辺住民への健康調査、暫定的に地方自治体が独自に行う飲用水の供給、住民が井戸水から水道への切り替えに要する費用等について、財政的支援を行うこと。

3 健康影響及び農作物等に関する情報提供について

住民の安心・安全のためには、健康や生活に対する不安の解消が必要であることから、住民及び地方公共団体に対して、早急に PFOS 及び PF0A の毒性、健康影響等に関する情報を提供すること。

また、PFOS 及び PF0A の土壌及び農作物等への影響について、知見を速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。

4 PFBS に関する情報提供について

暫定指針値等が示されていない PFBS についても、住民の不安を解消するため、毒性、健康等への影響に関する情報を提供すること。

2025 年（令和 7 年）2 月 27 日

福山市長

